

平成23年度九州農政局男女共同参画推進本部活動計画

項目及び基本的考え方	主務課
<p>I 女性の社会・経営参画の推進に関する事項</p> <p>1. 農山漁村の男女共同参画推進のための意見交換会等の実施 農山漁村男女共同参画推進セミナー等を開催し、女性農業者の経営参画・社会参画を促進する。</p> <p>2. 局内に設置されている委員会等への女性の登用促進 局内委員会等への女性委員（外部委員を含む）の登用状況を調査し、女性の登用を促進する。</p> <p>3. 地域における農山漁村女性の参画の推進 各県の市町村における目標設定状況を調査・公表することによって、地域における目標設定を加速化させる。 また、農業委員・農協役員への女性の登用等、地域における参画を推進する。</p> <p>4. 農山漁村の女性の参画状況調べ 「農村女性による起業活動実態調査」、「家族経営協定に関する実態調査」、「農林水産業・農山漁村における男女共同参画に関する目標設定状況及び女性の参画状況等調査」等を実施し、ホームページ等で広く情報提供することによって、女性農業者の経営参画を促進する。</p> <p>5. 女性の参画促進に関する目標の設定の要件化（クロスコンプライアンス）の活用 強い農業づくり交付金等において女性の参画の促進に関する目標の設定が事業の採択基準とされたことを通して、女性の社会参画・経営参画を促進する。</p>	<p>経営支援課 本部員及び 推進委員</p> <p>関係各課</p> <p>経営支援課 検査課 構造改善課 土地改良管 理課</p> <p>経営支援課</p> <p>経営支援課 関係各課</p>
<p>II 男女共同参画社会形成に向けての意識高揚に関する事項</p> <p>1. 農山漁村における意識啓発 (1) 農山漁村の男女共同参画推進のための意見交換会等の実施（Iの1の再掲）</p> <p>(2) ホームページ等を活用した意識啓発 出先機関を含め関係部課の協力を得て次の手段により、意識啓発を行う。 ①ホームページの充実 九州管内で農林水産分野において優れた取組を行っている女性の事例を紹介する。 ②メールマガジンの活用</p> <p>(3) その他 関係部課は、会議等において、男女共同参画の推進に向けての意識啓発を行う。</p> <p>2. 九州農政局職員に対する意識啓発 (1) 仕事と家庭の両立支援策の推進 「農林水産省特定事業主行動計画」に基づき、仕事と家庭の両立支援策を着実に推進する。 特に、毎月22日のいきいきパートナーシップの日には、庁内放送、庁内巡回、掲示板等による周知等の取組を行う。</p> <p>(2) 女性の登用・採用拡大及び職員研修の活用 ①「農林水産省女性職員の登用・採用拡大計画」に基づき、女性の登用・採用の拡大を着実に推進するとともに、人事課が行う研修に講座を設ける。 また、人事院が主催する各種研修へ職員を派遣する。 ②関係各課が開催する研修会等において職員の参加を促す取組を行う。</p> <p>(3) その他 ①本部員、推進委員は会議、出張等の機会を捉えて、出先機関職員等への男女共同参画の推進に係る啓発を行う。 ②本部員、推進委員は農政局ノーツ掲示板の中の「男女共同参画掲示板」を積極的に活用する（一人最低年1回の投稿）。</p>	<p>経営支援課</p> <p>経営支援課 関係各課</p> <p>関係各課</p> <p>総務課 人事課</p> <p>人事課</p> <p>関係各課</p> <p>本部員及び 推進委員</p>